

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 福島国民年金 事案 798

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳になった際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間直前の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 5 月 22 日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、これ以外の期間については全て現年度納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、当時の申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島厚生年金 事案 1441

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年3月1日まで  
私の年金記録によれば、申立期間は未加入期間となっているが、当時、私が勤務していたA社がB社に吸収合併されることになった時期であり、私は、合併後も昭和57年頃まで継続して勤務していた。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚から提出された給料支払明細書及び当該同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の給料支払明細書、A社の元経理担当者及びB社の元事業主の回答から、申立期間の厚生年金保険料控除等の給与計算は、A社において行われていたと認められることから、申立人の同社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の昭和54年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 55 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 9 月に A 市に転居した際、国民年金の加入手続を行った。手続の後に市役所から未納となっていた約 3 年分の一括納付書が届いたことから、私は、その納付書で国民年金保険料 2 万 2,800 円を納付したと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。調査の上、私の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から届いた約 3 年分の国民年金保険料を納付することが可能な納付書で 2 万 2,800 円を納付したと述べている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 9 月 25 日に A 市において払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 市は、「申立期間当時、市役所から過年度納付書を送付することは無い。」と回答している上、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料額は、実際の申立期間の国民年金保険料額と大きく相違している。

さらに、申立期間は 45 か月と長期間である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。